せの日は 平成27年12月号 やってくる www. o-souzoku. ne t

司法書士藤井真司事務所

 $\mp 810-0072$

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル 203 号

TEL:092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

こんにちは。司法書士の藤井です。日頃会えない皆様お元気ですか。

月日が経つのは早いもので、もう師走です。忘年会・クリスマス・年末年始の行事と普段の月に比べると忙しくなるひと月がやってきました。そんな慌ただしい日々の中で、天神を彩るたくさんの LED にちょっとした感激を覚える今日この頃です。

さて、年末には、自分自身の棚卸をかねて、「もしも」自分に何かあった時の残された家族について考えてみるのもいいかもしれません。日々に忙殺される中に、ふと足を止めて、自分のいなくなった後のことをちょっとだけでも考えてみませんか。

← 公正証書遺言について!!



私が遺言の相談を受けた小林光恵さん(68歳・仮名)は、数年前、何も言い残せないまま突然この世を去ったご主人のこともあり、その時は遺言書を作成しようと考えたそうです。しかし、具体的に何を書き、どのような準備をしたらよいか分からない故に後回しにしていたとのこと。このたび意を決して、息子さんと共に当事務所にいらっしゃいました。このように遺言を遺そうと思い立ってから実際に行動に移すまで時間がかかる方が多いように感じますので、今回は、光恵さんを例に公正証書遺言作成の流れについてお話したいと思います。

まずは、最初から財産の一覧表などをご用意しているケースはまれで、今回の光恵さんも相談をしていただく中に、亡くなったご主人のことや、息子さんをはじめご家族の事など、どういった遺言書を遺したいのかじっくり聞いていきます。そうして、聞き取ったお話の中で、光恵さんの想いを、遺された人に伝わるように私が文案にしていきます。場合によっては、一度の面談では終わらず、数度面談を重ねた上で、遺言書を作り上げていくこともあります。文案が完成すると、今度は公証人と私とで打ち合わせを行います。ここでは、遺言書を執行するとき(遺言者が死んだ後)に予期せぬ争いが起らないように、その遺言内容が明確であり適法であるかという事が中心となります。それと一緒に光恵さんが公証役場に行く日(すなわち遺言書作成の日)を決めます。

当日は、光恵さんと息子さん、それから証人2人(私と事務所のスタッフ)とで公証役場に出向きました。そこで公証人と面談するのですが、光恵さんと証人のみが立ち会うことになります。遺言をする人の気持ちに影響があってはならないという理由で、息子さんは別室で待機して頂きます。公証人は光恵さんに大まかな遺言内容を尋ね、それが遺言書の内容と同じであれば、仕上げにその遺言書を読み上げ、光恵さんと証人2人が署名し、最後に公証人が署名押印すれば、晴れて公正証書遺言の完成です。

全て終わってからの光恵さんのお話がとても印象深かったので、少しご紹介させていただきます。「先生、私は自分が遺言を遺すなんて夢にも思いませんでした。主人の死をきっかけに、遺言を残そうと思ったものの、数年間は何をどうしたらよいか分からず、思えばずっと心の中で、もやもやしていました。今こうして、公正証書遺言を遺したことで、ようやく安心することが出来ました。」

・・まずは、私に遺言についての不安な気持ちをお話ししてはどうですか。



遺言書がなかったらどうなる?

遺言書がない場合には、相続財産は法定相続人によって 分割協議されることになります。

したがって、法定相続人以外の者が相続財産を取得する ケースは原則としてないため、法定相続人以外の者に財 産を残したい場合には、遺言が必要です。

簡単にいえば、遺言書がなければ、自分の想いとは全く 関係なく「法」で決められた範囲内で処理されることに なります。